委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県	
3. 市区町村名	橿原市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	74-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kashihara.nara.jp/kikaku/shisei/my-number/index.html	

執行機関名 橿原市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	医療費の助成又は貸付けに関する事務であって規則で定めるもの(子ども医療費助成)
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		橿原市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第35号) 別表第1 第6の項 医療費の助成又は貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法 (昭和46年法律第73号)第1条	橿原市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第25号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者</u> に児童手当を支給することにより、家庭等における <u>生活の安定</u> に寄与するとともに、次代の社会を担う <u>児童</u> の <u>健やかな成長</u> に資することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>子どもを養育している者</u> に対し当該 <u>子ども</u> に係る医療費の一部を助成し、もって <u>子ども</u> の <u>健康保持</u> に寄与するとともに、 <u>子ども</u> の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		橿原市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第25号) 橿原市子ども医療費の助成に関する規則(昭和48年規則第14号)